

三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により屋外広告物沿道景観地区を指定し、条例第8条の2第1項の規定により屋外広告物沿道景観地区基本方針及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準を次のとおり定めます。

1 屋外広告物沿道景観地区の名称

国道 311 号屋外広告物沿道景観地区

2 屋外広告物沿道景観地区の区域

国道 311 号のうち、尾鷲市新矢ノ川橋西から熊野市大泊地内の国道 42 号との交差点までの区間及び熊野市立石南から和歌山県境までの区間（当該区間の道路端から 100 メートル以内の区域）

3 屋外広告物沿道景観地区基本方針

(1) 基本構想

本県は、山々や海、川などからなる自然公園が県土の 3 分の 1 以上を占めており、豊かな自然に恵まれ、全国に誇れる美しい景観をかたちづくっています。また、山あいの農村集落や海沿いの漁村集落などでは、田園や漁業など自然のなかに人々の営みがうかがわれ、特色ある景観が作り出されています。

三重県の中でも、東紀州地域は紀伊山地や熊野灘など、山々や海の美しい自然景観に恵まれており、その一部は吉野熊野国立公園として指定されています。

このような美しい景観は、県民はもちろんのこと、観光などで本県を訪れる人々にとっても貴重なものとなっています。

平成 22 年 2 月に本県が実施した美しい景観づくりについての県民意識アンケートでは、「三重県の景観のうち、将来に残していきたい景観」については「名所・旧跡の景観（熊野古道等）」及び「歴史的まち並みや街道の景観」が 1 位・2 位を占めています。

また、美しい景観づくりを進めるための行政の取組については「建築物や広告、看板などに対し基準やルールを定め、誘導する」が 1 位となっています。

こうしたことから、「良好な景観の保全と創出」及び「広告物のルールづくり」の必要性は県民の皆さんから望まれていると考えられます。

国道 42 号、311 号は熊野古道と重複又は近接する区間が多く、しかも、海や山などの豊かな自然景観や人の営みが融合した文化的景観が残されており、将来にわたってもこうした景観を損なうことのないよう、その特性を生かした広告景観を創出するため、屋外広告物の形状、色彩等についての規制及び指導等を進めていく必要があります。

(2) 基本的事項

ア 屋外広告物は、景勝地の雰囲気や阻害するものでないこと。

イ 屋外広告物の面積及び高さは、必要な範囲において最小であること。

ウ 屋外広告物の色彩及びデザインは、それぞれの地域性を尊重したものとすること。

4 屋外広告物沿道景観地区掲出基準

(1) 景観風致維持基準

この基準は、条例第 8 条の 2 第 3 項第 1 号の規定により定め、次のものについては、同条例施行規則（昭和 41 年三重県規則第 59 号）別表の許可基準にかかわらず、以下の基準を適用します。

ア 禁止地域の自家用広告物

(ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の 6 分の 1 以下

(イ) 突出広告 表示面積は、一面につき 3 m²以下

(ウ) 屋上広告 一面の表示面積は 12 m²以下。高さは、設置する場所までの高さの 3 分の 1 以下かつ 5 m 以下

(エ) 広告板 表示面積は、一面につき 8 m²以下

(オ) 広告塔 表示面積は、一面につき 4 m²以下

(カ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき 2 m²以下

(キ) 広告旗 禁止（条例第 6 条第 3 項第 1 号に掲げる広告物から、広告旗は除くこととします。ただし、自家用広告物で表示面積の合計が 3 m²以下であり、かつ、他の自家用広告物と合わせた表示面積の合計が 10 m²以下のものはこの限りではありません。）

イ 許可地域の自家用広告物

(ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の 4 分の 1 以下

(イ) 突出広告 表示面積は、一面につき 3 m²以下

(ウ) 屋上広告 一面の表示面積は 22 m²以下。高さは、設置する場所までの高さの 2 分の 1 以下かつ 10 m 以下

(エ) 広告板 表示面積は、一面につき 20 m²以下

- (オ) 広告塔 表示面積は、一面につき 10 m²以下
- (カ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき 2 m²以下
- (キ) 広告旗 禁止（条例第 6 条第 3 項第 1 号に掲げる広告物から、広告旗は除くこととします。ただし、自家用広告物で表示面積の合計が 3 m²以下であり、かつ、他の自家用広告物と合わせた表示面積の合計が 10 m²以下のものはこの限りではありません。）

ウ 許可地域の一般広告物

- (ア) 壁面広告 表示面積は、一面につき 1.5 m²以下。表示内容は、施設名、距離を表す表現及び矢印等の行き先を示す表現に限ります。地は緑色、文字等は白色に限ります。

(イ) 突出広告 同上

(ウ) 屋上広告 同上

(エ) 広告板 同上

ただし、道路管理者の許可を受けて、道路上に道路標識の様式に準じ設置されたものはこの限りではありません。

(オ) 広告塔 同上

(カ) サイン・ポール 同上

(キ) 広告旗 禁止

エ 禁止地域の管理広告

表示面積は、一面につき 3 m²以下。広告旗の使用は認めません。（条例第 6 条第 3 項第 2 号に掲げる広告物から、広告旗は除くこととします。）

(2) 景観形成指導基準

この基準は、条例第 8 条の 2 第 3 項第 2 号の規定により定めるもので、条例第 8 条の 3 第 4 項により尊重しなければなりません。

ア 広告物の共通基準

- (ア) 広告面の色彩は、落ち着いたものとし、無彩色及びマンセル表色系による低～中彩度（彩度 1～8 以内）とすること。

(イ) 広告面に写真及び電飾は使用しないこと。

(ウ) 野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等低花木の植栽を施すこと。

(エ) 広告物は地域を特徴づける地場産材等をできる限り活用すること。

イ 禁止地域の自家用広告物

- (ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の 10 分の 1 以下

(イ) 突出広告 表示面積は、一面につき 1.5 m²以下

(ウ) 屋上広告 一面の表示面積は 10 m²以下。高さは、設置する場所までの高さの 4 分の 1 以下かつ 5 m 以下

(エ) 広告板 表示面積は、一面につき 5 m²以下

(オ) 広告塔 表示面積は、一面につき 2.5 m²以下

(カ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき 1.5 m²以下

ウ 許可地域の自家用広告物

- (ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の 5 分の 1 以下

(イ) 突出広告 表示面積は、一面につき 1.5 m²以下

(ウ) 屋上広告 一面の表示面積は 20 m²以下。高さは、設置する場所までの高さの 3 分の 1 以下かつ 10 m 以下

(エ) 広告板 表示面積は、一面につき 10 m²以下

(オ) 広告塔 表示面積は、一面につき 5 m²以下

(カ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき 1.5 m²以下

エ 禁止地域の管理広告

表示面積は、一面につき 1.5 m²以下

オ 国・地方公共団体その他知事が指定する公共的団体による公共的目的の広告物

景観形成指導基準又は景観風致維持基準に準ずること。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。